

令和8年度
富士宮市託児ボランティアの手引き

令和8年4月1日

富士宮市 市民部 市民交流課
女性が輝くまちづくり推進室
(男女共同参画センター)

市主催の講座等において託児を実施する際の留意事項

- 1 託児の対象となる児童（以下「児童」という。）は、概ね 1 歳以上の未就学児とする。
- 2 託児の開設場所は、原則として講座等を実施する同一の建物内でなければならない。
また、場所の設営、撤収は講座等の主催者が行うものとする。
- 3 児童の数は、託児に従事する者（以下「従事者」という。）1 人に対し 3 人を限度とする。
- 4 従事者への謝礼金は 1 人 1 時間 1,280 円（所得税控除前金額）（R8.4.1～）を支給するものとする。
ただし、1 回の従事時間の端数が 30 分以上の場合は 1 時間とし、30 分未満の場合は切り捨てとする。
（端数の切り上げ、切り捨ては 1 回を単位とする。月の合計による切り上げ等はしない。）
また、交通費は支給しない。
- 5 児童の託児中の事故については、従事者の故意または重大な過失があった場合を除き、市において対応する。
- 6 市は児童の健康状態が思わしくないと判断した時は、託児を断ることができる。

富士宮市託児ボランティアの内容

富士宮市託児ボランティアへ登録していただきありがとうございます。

下記の託児制度の内容、条件等を把握したうえで、託児ボランティアに従事して下さるようお願いいたします。

1 託児ボランティアとは

託児ボランティアとは、富士宮市が主催する講演会や講座等（以下、「講座等」という。）において、お子さん連れでも気軽に参加できるよう、参加する方のお子さんをお預かりする一時託児にご協力いただく有償のボランティアです。

2 仕事の内容は

講座等の主催者が用意する託児室において、安全かつ楽しくお子さんのお世話や遊び相手をしていただきます。

3 資格などは必要ですか

保育士等の資格は特に必要ありません。子どもと安全に楽しく遊んでいただける20歳以上の富士宮市民の方であれば、性別は問いません。

4 年間どのくらいの仕事がありますか

令和7年度は、富士宮市主催の38の講座等へ、延べ434人の託児ボランティアの方に対応いただきました。1回の従事時間は2時間～3時間です。

5 勤務時間等の条件は

勤務の条件（曜日・時間帯等）について、令和8年度富士宮市託児ボランティア登録申請書により予めお知らせいただき、その範囲内で実際に託児をする日のご都合を電話にてお尋ねいたしますので、都合のつく範囲内で対応をお願いします。

6 準備するものはあるのか

託児に使用するおもちゃなどは、主催者が用意いたします。主催者が用意したおもちゃ以外の物は使用しないでください。

また、こどもに必要なものは予め保護者が用意してきますので、ボランティアの方が特に準備するものはありません。

ただし、こどもが相手ですので、汚れても構わない服装をお願いいたします。

7 謝礼金について

(1)謝礼金は1人1時間 1,280円（所得税控除前金額）(R8.4.1～)です。

なお、交通費の支給はありません。

(2)謝礼金は、所得税額差引後金額を1月分まとめて振込みにてお支払いします。

(3)1回の従事時間の端数が30分以上の場合は1時間とし、30分未満の場合は切り捨てとします。

（端数の切り上げ、切り捨ては1回を単位とします。月の合計による切り上げ等はいたしませんので予めご了承ください。）

(4)謝礼金は、講座等を主催する担当課から振り込まれます。

8 当日の運営について

(1)お預かりするお子さんは、概ね1歳以上の未就学児です。

(2)託児の開設場所は、原則として講座等を実施する同一の建物内とします。また託児室の準備、片付けは、講座等の主催者が行います。

(3)こどもの数は、ボランティア1人あたり3人を超えないように配置します。

(4)託児中のこども及びボランティアの事故については、市において対応します。

ただし、ボランティアの方の故意または重大な過失がある場合は除きます。

(5)講座託児開始5分前までには、託児場所にお集まりください。

富士宮市託児ボランティアの流れ

名簿登録

託児ボランティアの登録をされる方は、託児ボランティア登録申請書（毎年度）、支払口座登録申請書（初回登録時のみ）、個人番号の提供書（初回登録時のみ）を男女共同参画センターに提出してください。

派遣依頼

男女共同参画センターから、電話にて、託児ボランティア登録申請書（毎年度）に記入していただいた条件に基づき、当日のご都合をお尋ねし、内諾が得られれば託児ボランティア依頼通知を送付します。託児ボランティア依頼通知が届きましたら電話内諾の内容と間違いがないか確認してください。

託児当日

託児ボランティアの方は、託児ボランティア依頼通知に記載の場所、時間に集合し、職員の指示にしたがって託児を行ってください。

謝礼金の振込み

謝礼金（所得税額差引後金額）は、講座等の終了後に、託児回数分がまとめて翌月の末日までに、市（講座等を主催する担当課）から支払口座登録申請書により登録いただいた金融機関口座へ振り込まれますので確認してください。

派遣依頼へ

（以下繰り返し）

講座等における託児制度のご案内

この託児制度は、皆様が講座等に参加している間、富士宮市に登録されている託児ボランティアの方がお子さんをお世話するものです。円滑な運営をするために、下記のことにご協力いただきたくお願いします。

- 1 お預かりできるお子さんは、申し込み時にご連絡のあったお子さんのみです。変更がありましたら、速やかに主催者へご連絡ください。

なお、事前の連絡なしにお子さんをお連れになってもお預かりできませんので、予めご了承ください。

- 2 お子さんが託児場所に慣れるために、講座等の開始 15 分前には託児場所へおいでいただき、託児ボランティアの方がお見えになるまで一緒に遊んであげてください。

- 3 当日体調の悪そうなお子さんは、お預かりできませんのでご了承ください。

- 4 託児に際し、お子さんに必要と思われるものをご用意ください。

おむつ、タオル、肌着又はTシャツなど(汗をかいた時の着替え用)、ミルク、水筒に入れた飲み物などのほか、小さいお子さんは必ず昼寝用のバスタオル、おぶいひも(又は抱っこひも)もご用意ください。

※ジュース、おもちゃ、食べ物などは持たせないでください。

その際、すべてのものに名前を記入していただき、ひとまとめにして、漏れなく記入した富士宮市託児ボランティア児童調査票と一緒にボランティアに渡してください。

- 5 緊急の場合や託児ボランティアでは手にあまる状態の時は、保護者(講座等事業参加者)をお呼び出しする場合がありますので、ご了承ください。

- 6 講座等事業の終了後は、保護者(講座等事業参加者)が、お預かりしたお子さんを速やかに迎えに来ててください。

富士宮市託児ボランティア 児童調査票

保護者氏名 (講座等事業参加者氏名) _____

お子さんの 名前		ふだんの呼び名 (愛称など)	
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 か月
「おしっこ」が 言えますか	はい・いいえ	朝、便が出ましたか	はい・いいえ
食べ物などによ るアレルギーな どがありますか	は い (具体的に) いいえ		
本日の体調について気になることがありましたら記入してください。			
お子さんの性格・くせ等で注意しなければならないことがありましたら記入してください。			
本日の持ち物について必要なこと (ミルクを与える量や間隔、おむつの数など) や、 託児ボランティアの方に伝えておきたいことを記入してください。			

※毎回、持ち物と一緒に託児ボランティアへ提出してください。

託児ボランティア実績報告書

日 時	令和 年 月 日 () : ~ :			
事業名				
託児場所			講座等の会場	
託児従事者 氏 名	氏 名	出欠	氏 名	出欠
	*			
託児児童 氏名(年齢)	(歳 か月)		(歳 か月)	
	(歳 か月)		(歳 か月)	
	(歳 か月)		(歳 か月)	
	(歳 か月)		(歳 か月)	
	(歳 か月)		(歳 か月)	
	(歳 か月)		(歳 か月)	
託児の実施 についてお 気づきの点 がありました ら記入し てください。				

ご苦労様でした。*印の方は、この実績報告書の記入をお願いします。
終了時に、保護者が持参した児童調査票と一緒に担当課職員まで提出してください。

富士宮市託児ボランティアを依頼する際は、以下の点に留意してください。

1 託児対象 概ね1歳以上の未就学のこども

2 託児場所 原則として講座等を実施する建物内

3 託児人数 託児ボランティア従事者1人に対して託児3人を限度とします。
ただし、託児ボランティア従事者は、託児が1人でも最低2人を配置します。

4 事前準備

(1)託児を希望するこどもの数を確定し、講座等開催日の2週間前までに、男女共同参画センターへ託児ボランティア派遣依頼書を提出してください。男女共同参画センターから託児ボランティア登録者に依頼を行います。派遣ボランティアが決定した後、託児依頼課へ名簿を事前に送付します。

(2)託児を依頼された保護者へ、事前に講座等における託児制度のご案内及び富士宮市託児ボランティア児童調査票を送付してください。講座等における託児制度のご案内は保護者が知っておく基本的事項であり、富士宮市託児ボランティア児童調査票は託児当日に保護者に持参していただき、託児ボランティア従事者が託児をする際に参考とするものです。連続して行う講座等の場合は、予め回数分の富士宮市託児ボランティア児童調査票を保護者へ送付してください。

(3)託児に使用するおもちゃなどは、主催者側で用意してください。

(4)託児ボランティアの都合が悪くなり交替が必要となった場合、男女共同参画センターで対応します。交替の託児ボランティアが決定した後、担当課へ交替の連絡を行います。

5 当日準備

(1)託児室の準備と後片付けをしてください。

(2)託児ボランティア実績報告書の様式を用意しておき、託児開始前に託児ボランティア従事者に渡し、託児終了後に託児ボランティア従事者に記入、提出していただきます。

(3)当日に託児ボランティア従事予定者の都合が悪くなり交替が必要となった場合、開催曜日が月曜日の場合は市民交流課女性が輝くまちづくり推進室で対応します。開催曜日が日曜日又は祝日(男女共同参画センターも休館)の場合は、託児ボランティア従事予定者から担当課に連絡がありますので、対応してください。(事前に担当課へボランティア名簿を渡します。)

(4)こどもの託児中のけがの対応は、担当課での対応となります。託児ボランティアから報告があった場合は対応をお願いします。また、男女共同参画センターにも連絡してください。(託児のこどもへの保障・ボランティア従事者の業務中や通勤途上のけがなどについては、男女共同参画センターと協議してください。)

(5)こどもが1名も来なかった等託児が不要となった時は、託児ボランティア従事予定者が家を出た後のキャンセルはできません。予定されていた協力者謝礼をお支払いください。

6 謝礼金の支払い(託児終了後)

(1)託児ボランティア従事者への謝礼金の支払い(原則として月単位)については、主催者側から支払い(市へ登録済の託児ボランティア本人の口座へ振り込み)をお願いします。

(2)謝礼金は1人1時間1,280円(所得税控除前金額)(R8.4.1~)です。時間の端数が30分以上の場合は1時間とみなし30分未満の場合は切り捨てとします。(端数の切り上げ及び切り捨ては1回を単位とします。)

(3)交通費の支給はありません。